

(目的)

第1条 受注者は、相模原市(以下、発注者という。)が保有する庁舎において、庁舎等の案内及び必要に応じた誘導を行うとともに、庁舎内の秩序保持及び安全を確保すること、また、庁舎設備の機能を合理的かつ最高度に発揮させ、庁舎全体を常に最適な環境状態に保つとともに、庁舎の美観及び存続期間を増加させることを目的とする。

(法令上の責任)

第2条 発注者及び受注者は、関係法令を遵守し、信義に従い誠実にこの契約の執行を行わなければならない。権利の濫用や公序良俗に反する行為は行ってはならない。

2 受注者は、本業務処理にあたる受注者の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(受注者の責務)

第3条 受注者は、仕様書に基づき、善良なる業務実施者としての責任を持って業務の円滑な実施を図るものとする。

(計画表の提出)

第4条 受注者は、仕様書に基づき、業務実施計画表を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出するものとする。

(責任者の指定)

第5条 受注者は、業務の実施にあたり、総括責任者及び現場責任者を定め、業務の指揮監督にあたらせるものとする。

(従事者の指揮監督)

第6条 受注者は、従事者の規律及び業務実施時間中の行為について、指揮監督の義務を負い、事故の発生防止に努めなければならない。

2 受注者は、従事者に制服及び名札を着用させ、従事者であることを明瞭にして清潔を保持するようにしなければならない。

(守秘義務)

第7条 受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供もしくは漏らし、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。また、契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別添「個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第8条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に委任し、譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の禁止)

第9条 受注者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、予め発注者の承認を得て業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした書面を発注者に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為の全てについて責任を負うもの

とする。

(損害の賠償)

第10条 受注者は、次のいずれかに該当する事由が発生したときは、発注者の責めに帰する場合のほか、その与えた損害を賠償しなければならない。

(1) 業務不完全により発注者に損害を与えたとき。

(2) 発注者の財産に損害を与えたとき。

(3) 発注者の職員又は第三者の身体に危害を及ぼし、又はその財産に損害を与えたとき。

(監督等)

第11条 発注者は、受注者の委託業務の実施状況について、必要な報告を求め、又は調査をすることができる。

2 前項に基づく報告又は調査の結果、受注者による委託業務の実施状況につき、不十分な点が認められたときは、発注者は委託業務の実施に関して必要な指示を受注者に行うことができるものとする。

(検査及び検収)

第12条 受注者は、毎日の業務実施後、仕様書に基づく記録及び報告を行い、都度発注者の確認を受けなければならない。

2 発注者は、受注者から報告書が提出された後、速やかに検収を行わなければならない。

3 発注者は、前項の確認の結果、業務内容が契約内容に適合しないと認めた場合は、その業務の手直しを命ずることができる。

4 受注者は、前2項に定める検収に合格したときは、1か月毎に発注者に委託料の支払を請求することができる。

(実地調査等)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地調査を行い、受注者に対して所要の報告、若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(履行遅滞の場合の違約金)

第14条 受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞となったときは、遅延日数に応じて、契約金額につき、年2.5%の割合で計算した額の違約金を納付するものとする。

(発注者の契約解除権)

第15条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者の業務が甚だしく不誠実と認められ、又はこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

(2) 受注者の責めに帰する理由により、契約期間中に業務を継続する見込みがないと明らかに認められたとき。

(3) 受注者がこの契約に違反したとき。又は、故意または重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

(4) 受注者がこの契約に関して提出した書類に虚偽又は不正の記載があったとき。

(5) 受注者の従業員が業務実施中に公序良俗に反する行為又は犯罪行為等を行ったとき。

(6) 受注者の責めに帰する理由により、甚だしく社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

(7) 正当な理由により、受注者が契約解除を申し出たとき。

2 受注者が、契約期間中に業務を完了または継続する見込みがないと認められるときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

3 第1項第7号を除き、契約を解除した場合、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 受注者は、第1項又は第2項に規定する契約の解除により損害を受けた場合は、発注者に対してその損害を請求できないものとする。

(受注者の契約解除権)

第16条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由によりこの契約に違反し、その違反により業務を処理することが不可能になったときは、この契約を解除することができる。

(談合その他不正行為による解除)

第17条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合も含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の、刑法(明治

40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第23条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団等排除に係る発注者の解除権)

第18条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び第19条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

(2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

(3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

(4) 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第23条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第19条 受注者は、契約の履行にあたって、条例第2条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(長期継続契約における契約の変更又は解除)

第20条 発注者は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額があったときは、契約内容又は数量等の変更により、減額後の予算の範囲内で契約を変更することができる。

2 発注者は、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があり、契約変更で対応できないときは、契約を解除することができる。

3 受注者は、第1項又は第2項に規定する契約の変更又は解除により損害を受けた場合は、発注者に対してその損害の補償を請求できるものとする。この場合における補償額は、互いに協議して定める。

(経費の負担)

第21条 業務に必要な電気、水道及びガスは、発注者の負担とする。

2 業務に必要な機械や器具等の負担は、別に定めるものを除き、受注者の負担とする。

3 受注者は、電気、水道及びガスの使用については、極力節減し、効率的に業務を行わなければならない。

4 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(天災その他不可抗力による損害)

第22条 天災その他の不可抗力によって、業務上損害が認められる場合において、受注者が善良なる業務実施者の注意を怠ったと認められたときは、発注者はその損害額の全部又は一部を受注者に請求することができる。

(契約保証)

第23条 契約保証金は契約金額の10分の1以上とする。

2 ただし、次のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除することができる。

(1) 受注者が、保険会社との間に、発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託するとき。なお、保証の額は、契約限度額の10分の1以上としなければならない。

(2) 受注者が、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、又は発注者が指定する金融機関の保証を付したとき。

(3) 受注者が、過去2か年間に市又は国若しくは地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

(4) 受注者が、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をするとき。

(環境関連法の遵守)

第24条 受注者は「相模原市環境方針」の趣旨を踏まえ、業務の実施において省資源や、省エネルギーに取り組む等の環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。

2 発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。

3 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努める

こと。

- 4 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関連法令等を遵守し、適正に処理すること。

(台帳)

第25条 受注者は、相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号。以下「公契約条例」という。)第8条第1号に規定する台帳(以下「台帳」という。)を作成しなければならない。

- 2 受注者は、台帳の写しを、発注者が指定する期日までに発注者に提出しなければならない。

(対象労働者への周知)

第26条 受注者は、次に掲げる事項を、この契約に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、公契約条例第6条に規定する対象労働者(以下「対象労働者」という。)に周知しなければならない。

(1) 対象労働者の範囲

(2) 公契約条例第6条に規定する労働報酬下限額

(3) 公契約条例第9条の規定による申出をする場合の申出先

(4) 公契約条例第9条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていること。

(対象労働者からの申出に対する対応)

第27条 受注者は、対象労働者から公契約条例第9条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、当該対象労働者に対して解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働報酬の支払い)

第28条 受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあっては公契約条例第8条第5号に規定する基準額(以下「基準額」という。)を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して14日を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにしなければならない。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでない。

(労働者の継続雇用)

第29条 受注者は、当該契約の業務が継続性を有するものである場合においては、この契約の締結前からこの契約に係る作業と同一の作業に従事していた労働者のうち希望する者を雇用するよう配慮すること。

(立入調査等)

第30条 受注者は、公契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査に応じなければならない。

(是正措置)

第 3 1 条 受注者は、公契約条例第 1 0 条第 1 項又は第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者が第 2 5 条から第 2 8 条までに定める事項に違反していると発注者が認め、当該違反を是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を発注者が指定する期日までに発注者に報告しなければならない。

(公表)

第 3 2 条 発注者は、第 2 5 条から第 2 8 条まで又は第 3 0 条若しくは第 3 1 条に規定する事項に重大な違反が判明した場合は、公契約条例第 8 条第 9 号に定める事項を公表することができる。

(発注者の解除権の特則)

第 3 3 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、公契約条例第 1 0 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 受注者が、第 3 1 条に規定する是正の措置を講じず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 1 0 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第 2 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(疑義等の解決)

第 3 4 条 この契約書に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。

(合意管轄裁判所)

第 3 5 条 この契約について訴訟等が生じたときは、発注者の所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。